

大田市告示第56号

大田市進出企業視察費用補助金交付要綱（令和4年大田市告示第104号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月23日

大田市長 楫野弘和

第3条中「第179号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、条例に規定する認定企業が条例第2条第15号に規定する航空運賃助成金を活用する場合は本補助金の対象者として認めない。

第4条中「実費」の次に「（消費税及び地方消費税額相当額は含まない。）」を加える。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。